

議案第 23 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の改正に伴い、本条例で引用している同法の題名を改めるとともに、条文の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。